

# 令和4年度事業計画

令和4年2月28日  
第18回理事会  
一般社団法人香川県農業会議

## I 事業方針

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は変異株の発生により、今なお収束が見通せない事態にある。このコロナ禍によって、行動が大きく後退し経済社会は変容するとともに財政支出は大幅に拡大している。また、地球温暖化現象によって、暑熱や洪水、干ばつなど異常気象による被害が増加しており、世界各地での自然災害の発生から将来的には世界人口の増加とも相まって食料問題へと発展しかねない要因を秘めている。現在、世界各国は、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsの下、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて取り組んでいる。

我が国の農業・農村は、経済成長を重視してのグローバル化の急速な推進や東京一極集中の経済社会の中で、農業従事者の減少・高齢化の進行や荒廃農地の増加、地方の人口減少と農村の過疎化の進行など国内の農業生産力と農村活力が低下の一途を辿り、食料の国内生産・確保への不安要素が拡大している。なかでも本県にあっては、販売農家数は5年前に比べて21.5%も減少し、基幹的農業従事者の平均年齢71.3歳（全国67.8歳）のほか、荒廃農地率は20.1%（全国6.1%）、耕地利用率の緩やかな低下など、全国に増して憂慮すべき事態と言っても過言ではない。加えて、主食用米の作付けが毎年400ha程減少の推移からも危機感が増幅させられ、本県の独創的な農業・農村振興対策の一層の強化が求められる。

こうした状況の下で県では、昨年9月に新たな「香川県農業・農村基本計画」を策定され、令和7年度の実現に向けた施策が始まる。今後は、本県の農業・農村のマイナス進行からプラス進行への転換に導く中長期的かつ具体的な対策と十分な予算の確保を望むとともに、市町農農業委員会と県農業会議はこの基本計画の実現に向けて組織の役割を果たしていくことが重要である。

他方、国の農政にあっては、一昨年3月に見直した「食料・農業・農村基本基本計画」の下で、国民視点・現場主義に立脚等を施策推進の必要事項に掲げ、新たに本県の実情に即する、①中小・家族経営などの多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ、②関係府省等と連携し、農村振興施策を総動員した地域政策の総合化等への具体化も進められている。一方で、農業委員会の農地利用最適化推進に関する今般の要請や農地制度・運用に係る議論と見直しの内容等については農村現場と乖離し、現場主義の観点に疑問を抱くとともに講じる対策が混沌としているようにすら感じる。

本年度の農業委員会組織は、平成28年4月施行の改正農業委員会法の下で必須業務の農地等利用の最適化の推進が7年目にあたり、全国農業会議所は「新たな農地利用最適化」をフレーズに取り組むとしている。これまでの農地利用最適化推進活動では、令和2年1月からのコロナ禍の中で対話や話し合い活動の停滞を余儀なくされ、今後もコロナの状況次第では推進活動に支障を来すこととなる。また、今通常国会で「人・農地など関連施策の見直しについて」を具体的に推し進める農業経営基盤強化促進法の一部改正法案等の成立・施行が目指されているとともに、本年2月2日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく新たな取り組みが求められる。その他、農地所有適格法人の議決権要件の緩和や一般企業の農地所有など農地制度の規制緩和に繋がる検討が種々されており、農地に責任を持つ組織としての対応も重要となる。

こうした農業委員会組織を取り巻く情勢の中で、本県の市町農業委員会と県農業会議は、これまで農地利用最適化の推進活動の強化を図る方策として「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」を令和元年6月の第4回通常総会で決定し取り組んできたが運動の終了を迎え、次期・組織運動の下での取り組みを始める年度に当たる。その際、市町農業委員会の事務局は、改正農業委員会法の施行から業務と事務量の拡大が続き更に今般の拡大の中で事務処理の逼迫が目に見え、このことを踏まえた対策、伴っての県農業会議の支援強化が必要となっている。

以上のような諸情勢や認識の下、農地利用最適化の推進業務の強化と成果の積み上げを最優先に、法令業務に基づく適正な執行に傾注することとする。このため、本県農業の活性化に寄与する組織目的を根底に、その役割が担えるよう選択と集中をキーワードとして①農業会議業務の密度の濃い推進、②本県の次期組織運動の策定と実践、③市町農業委員会に寄り添いキメ細かな支援・協力、④情報発信力の強化を掲げて業務を推進するものとする。

#### — 現行の業務・事務に加え令和4年度事業推進への新たな重点課題 —

- ① 「農業委員会による最適化活動の推進等について」通知の浸透と対応
- ② 「人・農地など関連施策の見直しについて」公表の具体化に基づく対応
- ③ 農地台帳等の全国新システムへの移行とそのデータの随時更新への対応
- ④ 農地利用最適化推進委員等におけるタブレット端末の活用への対応

## II 業務規程に基づく基本的推進方針

本会議の「農業委員会ネットワーク業務に関する規程」に基づき以下の基本的推進方針を定め、各種事業を活用しつつ活動の意義を意識して展開する。

### 1. 農業委員会業務相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

市町農業委員会における農地利用最適化推進活動を具体化し実践されるよう促進するほか、日常の業務全般に対してキメ細かな支援・助言等を強化する。

また、5市町農業農業委員会では農業委員と農地利用最適化推進委員の任期満了を迎え新体制でスタートすることから、新体制後も農地等利用の最適化の推進を始め各種業務が円滑に継続実施されるよう支援する。

更に、男女共同参画推進の下で、女性が農業委員会で一層活躍されるよう、相互交流・研さん等を促進するとともに女性の登用促進活動を支援する。

―事業の実施項目―

農政・組織活動（独自）、機構集積支援事業（国）

### 2. 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務

市町農業委員会の農地台帳・地図の全国システム（農地情報公開システム）が、農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）と連携して稼働することから、その円滑な連携を支援するとともに台帳データの適時更新の定着を促進する。また、市町農業委員会の意向に即して、農地利用最適化推進委員等にタブレット端末が導入されることから、その円滑な活用を支援する。

―事業の実施項目―

機構集積支援事業（国）

### 3. 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援

新規就農希望者等を県内に呼び込み円滑に就農・就業できるよう、「香川県農業経営・就農支援センター（仮称）」の事務局を担う（公財）香川県農地機構とともに就農相談窓口活動に取り組む。

また、農業法人等の求人情報収集・提供や、農業法人等が行う正規従業員の育成に向けた実践研修等への適正な実施を支援する。

―事業の実施項目―

農業経営者サポート事業請負事業（請負）、新規就農総合支援強化事業（県）、農の雇用事業（国）、雇用就農者実践研修支援事業（国）、雇用就農資金事業（国）、日本農業技術検定試験事業（委託）、香川県新規就農相談支援事業（委託）

#### 4. 法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務

認定農業者等担い手の複式簿記記帳による日常的な計数管理を促進するとともに、農業者の青色申告組織「香川県農業青色申告者ネットワーク」と連携し、引き続き複式簿記・青色申告・経営分析の一貫指導・支援を行い、農業者の経営確立・改善活動への基礎づくりを促進強化する。

また、認定農業者等担い手の経営継承・法人化や法人運営、その他の経営改善・発展に係る相談に対し、「香川県農業経営・就農支援センター(仮称)」活動の下、士業、関係機関・団体との連携・役割分担によって伴走型で支援する。

更に、収入保険制度の周知と加入促進のほか、市町農業委員会による農業者年金の適正な業務執行と加入推進の活動強化に努める。

##### 事業の実施項目

機構集積支援事業（国）、担い手育成活動支援事業（県）、農業経営者サポート事業請負事業（請負）、農業者年金業務指導事業（委託）、香川県収入保険推進協議会請負事業（請負）

#### 5. 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織運営支援業務

農業経営の改善・発展に意欲的な認定農業者等担い手、または、地域農業者が結集した自主的かつ主体的な組織の活動を通じて各会員の目的が実現されるよう、事務局として各組織の運営と活動を支援する。

また、農作業受託組織の共同事務局（香川県農業協同組合中央会）として円滑な受委託作業を促進する。

- ・「香川県農業経営者協議会」（昭和44年2月設立、180会員）
- ・「かがわ農業経営者組織ネットワーク」（平成13年8月設立、10市町等組織会員）
- ・「香川県集落営農法人等協議会」（平成3年12月設立、106集落営農組織会員）
- ・「香川県農業機械銀行協議会」（昭和56年6月設立、12地区機械銀行会員）

※令和4年2月現在

##### 事業の実施項目

農政・組織活動（独自）、機構集積支援事業（国）

#### 6. 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

農政活動また農地利用の最適化の推進に係る情報提供として、市町農業委員会を通じて田畑売買価格等を調査・提供するとともに、農政情報の定期発行のほか全国農業新聞の普及拡大推進の強化や全国農業図書の活用を促進する。

また、農業会議のホームページを改修し農業委員会業務の情報提供活動も含めて情報の発信力を強化する。

事業の実施項目

農政・組織活動（独自）、機構集積支援事業（国）

### 7. 農地法等その他の法令の規定により本会議が行うものとされた業務

農地法第4条第4項・第5項、農地法第5条第3項等の規定及び、本会議の常設審議委員会運営規程の下、地域を熟知している目線も踏まえて農地法等の法令業務の遵守に努める。

また、市町農業委員会とともに違反転用の発生防止と早期是正に向けて取り組む。

事業の実施項目

農業委員会ネットワーク機構負担金事業(国)、農政・組織活動(独自)

## III 本会議の運営・業務に係る協議

農業委員会ネットワーク業務を担う本会議の運営と業務につき協議・決定するとともに、法令等に基づく厳正かつ円滑な処理等に資するため、以下の会議を開催する。

### ① 総会

理事及び監事の任期満了に伴い新役員を選任するとともに、令和3年度の事業報告及び収支決算書を審議するため第7回通常総会（6月）を開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催する。

### ② 理事会

第7回通常総会に附議すべき事項を協議（5月）するとともに令和5年度の事業計画及び収支予算等を決定（2月）するため、理事会の開催を2回予定する。また、会長・副会長・専務理事の選任、学識経験者の指名のほか、常設審議委員の選任了承等を行うため、臨時理事会（6月）を開催する。

### ③ 常設審議委員会

市町農業委員会からの農地転用意見聴取事案等を審議し意見回答するため、常設審議委員会(原則、28日)を12回開催する。そのほか、県知事に提出する「農地等利用最適化推進施策の改善意見」等を協議するとともに、組織・農政関係情報の迅速な提供の拡大に努める。

#### ④ その他の会議

農業団体との連携を強化し各種業務の効率的かつ効果的な推進に資するため、農業団体会議を開催する。

### IV 農政・組織活動の実施

農地等利用の最適化推進等の農業委員会業務への効果的な支援・協力を始め、農業会議の業務推進の強化とその効果の向上を目指し、以下の農政・組織活動を行う。

#### ① 各種事業の効果的な展開

本会議の事業全般において適正な執行に努める中で、その事業の目的を再確認しつつ効果の積み重ねを目指し、より重点化すべき対策を定めて取り組む。このため、令和3年度事業の実施結果を踏まえて課題等を整理し、市町農業委員会事務局職員の意見を聞いた上で本年度の重点対策と具体的な取り組み方策につき6月を目途に示し取り組む。

#### ② 政策提案活動等の実施

市町農業委員会の農地利用の最適化推進への課題の軽減・解決策が迅速に講じられるよう、農業委員会の改善意見や認定農業者等担い手の要望を踏まえつつ取りまとめ、農業委員会法第53条に基づき県に対して「農地等利用最適化推進施策の改善意見」を提出(8月)する。

また、市町農業委員会の会長・事務局職員とともに全国農業委員会会長大会(5月31日)、全国農業委員会会長代表者集会(11月下旬ごろ)に参加し、農地利用最適化の推進強化を確認するとともに、本県の農業・農村の実情に即した政策が充実されるよう県選出国會議員への要請と意見交換を行う。

更に、農地制度の規制緩和に係る動向を注視しつつ、(一社)全国農業会議所との連携により遺憾のない対応に努める。

#### ③ 市町農業委員会事務局への支援の強化

本会議の第一の業務は、系統組織の農業委員会に対し業務への支援・協力等(農業委員会法第43条第1項第1号)である。

現在、農業委員会の業務・事務量の拡大が続く中であって、平成の市町村合併以降の事務局体制に変化がなく、市町農業委員会事務局からは事務量の拡大によって十分な処理ができないとの切実な課題が発せられており、このことを重く受け止める必要がある。

このため、この改善に向けての本会議が出来うる範囲として、取り分け農業委員会の事務の選択と農業会議の支援の強化が必要との観点に立ち、県農業委員会職員研究協議会との連携により現状の的確な把握と事務の整理を通じて事務量の縮小と農業会議の支援の強化対策を検討し、現状の改善に努める。

#### ④ 本県組織運動の推進

「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」（令和元年度～3年度）に基づく農地利用最適化推進の成果や残された課題を整理するとともに、農業委員会組織の拡大事務の内容等も踏まえつつ、県農業委員会職員研究協議会の検討を通じて次期・組織運動（案）を作成し、6月開催の通常総会の策定を目指す。

#### ⑤ 農地等利用の最適化推進等の情報発信力の強化

昨年度の残された取り組みとしての農業会議ホームページの改修を早期に実施し、農地等利用の最適化推進状況を始め市町農業委員会活動、農業委員・農地利用最適化推進委員の個々の活動、県農業会議の活動等の発信によって市町農業委員会・県農業会議活動の見える化の充実に取り組む。

#### ⑥ 日常の巡回・研修の促進

市町農業委員会の業務、特に農地等利用の最適化推進等が円滑かつ効果的に行われるよう、また、関連事務が着実に処理されるよう、定例農業委員会総会前後の研修（農業会議の出前研修）の実施を促進強化するとともに、全市町農業委員会を対象に巡回による支援・協力を定期化する。また、農業委員・農地利用最適化推進委員が改選の5市町農業委員会に対し、農地等利用の最適化推進活動の浸透と継続を柱に手厚く助言・協力する。

#### 【今後、農業委員会が行う新たな業務・事務】

- ア) 「農業委員会による最適化活動の推進等について」通知に基づく農業委員・農地利用最適化推進委員の個々の農地利用最適化に係る活動目標の設定・実績と活動記録簿の点検・評価・公表・報告
- イ) 農地利用最適化推進業務の強化と人・農地プラン(地域計画)に係る目標地図の素案の作成と実現活動の展開
- ウ) 農地情報公開システムから農業委員会サポートシステムへの円滑な移行とシステムデータの適宜更新
- エ) 農地利用最適化推進委員等におけるタブレット端末の業務推進での活用

### ⑦ 各地区農業委員会連合会等への協力と効果的な業務の展開

市町農業委員会業務の円滑な推進及び情報交換の活性化に資するため、各地区農業委員会連合会等の活動を協力・支援する。

また、県農業委員会職員研究協議会の事務局として、事務局職員の相互交流・情報交換を促進するとともに、次期・組織運動の内容を始め農業委員会業務への円滑な実施方策等につき検討する。

### ⑧ 違反転用への発生防止・是正対策の推進

農地の確保と有効利用に資する農業委員会組織として違反転用の発生防止と早期是正に資するため、市町農業委員会と連携して今後の国の違反転用対策への措置に則しつつ法令遵守の啓発等に務める。(規制改革実施計画 令和3年6月18日 閣議決定を踏まえての農林水産省の措置)

### ⑨ 「かがわ農業委員会女性の会」への活動支援

基幹的農業従事者の約4割を占める女性は、農業・農村において重要な役割を果たしている。また、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日 閣議決定)を踏まえての取り組みも重要である。

このため、市町農業委員会の業務推進にあたり、女性の発想等も一層取り入れ農業委員会活動の一層の充実や新たな活動の展開へと広がるよう、「かがわ農業委員会女性の会」の事務局として、相互交流・研さん、研修のほか、農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用促進の活動等を支援する。

### ⑩ 農業の担い手組織等への活動支援

認定農業者等担い手自ら意欲的に経営確立を目指す組織活動を支援するため、「香川県農業経営者協議会」、「かがわ農業経営者組織ネットワーク」の事務局として、農業経営者運動を引き続き推進する。

また、地域ぐるみで農業・農地を支える集落営農法人等の継続・発展を支援するため、「香川県集落営農法人等協議会」の事務局として組織活動を推進する。

更に、農作業の効率化と農業機械の効率利用を促進し地域農業・農地利用の継続に資するため、「香川県農業機械銀行協議会」の活動を香川県農業協同組合中央会との共同事務局体制のもと支援する。

以上、各組織の事務局として支援する中で、農業委員会組織活動を広報し、当該活動への一層の理解向上に努める。

### ⑪ 関係機関・団体との役割分担・連携強化に向けた取り組み

従来から県農業会議・市町農業委員会で行っている、担い手への集積・集約化等の農地利用対策、新規就農・就業相談、複式簿記記帳や青色申告、農業経営の法人化等の人(担い手)への支援対策の「土地と人」対策の強化が重要な時期にある。



このため、香川県・香川県農業協同組合等の関係機関・団体における「土地と人対策」に携わる担当者を対象に、各組織の活動計画等の情報共有を図り役割分担の調整を目指す会議を開催等し、より効率的かつ効果的な活動の展開に努める。

## V 事業の実施

本会議の本年度基本的推進方針を踏まえつつ、次の国・県の補助事業等を適正かつ計画的に取り組み、業務を効果的に推進する。

### (1) 農業委員会ネットワーク機構負担金事業

農地法等に基づく市町農業委員会からの農地転用意見聴取を厳正に審議するとともに、その他法令に基づく業務を適正に処理するため、次の活動を行う。

- ① 常設審議委員会の開催（毎月）
- ② 現地確認調査の実施（農地転用面積3,000㎡超の意見聴取事案）

### (2) 機構集積支援事業

県農業会議の業務と市町農業委員会における「農地利用の最適化の推進」を始めとする業務の適切かつ効果的な実施、農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了を迎える3市2町の農業委員会への支援のほか、認定農業者等担い手の経営管理の強化等に資するため、次の活動を行う。

- ① 総会、理事会の開催
- ② 市町農業委員会会長・事務局長会議の開催
- ③ 市町農業委員会担当者会議の開催
- ④ 農業委員・推進委員（3市2町）実務研修会の開催
- ⑤ 農業委員・推進委員・職員研修会の開催
- ⑥ 女性農業委員登用アドバイザーの委嘱
- ⑦ 女性の農業委員・推進委員研修会の開催
- ⑧ 農業委員会サポートシステム、タブレット端末の操作説明会の開催及び活用広報
- ⑨ 農業委員会の取組事例紹介、農業委員会への巡回指導・協力
- ⑩ 農業者、集落営農組織への複式簿記・経営管理等講習会の開催

### (3) 担い手育成活動支援事業（県農業再生協議会事業）

認定農業者等担い手の経営発展過程に応じて、集中的・継続的に支援するため、また、その支援方策について関係機関・団体との連携を一層深めていくため、香川県農業再生協議会から委託を受け、同協議会の構成員及び担い手部会の事務局として、農業経営支援スペシャリスト（税理士等専門家）の協力も得て、次の活動を行う。

- ① 関係機関・団体間等の連絡調整会議の開催
- ② 農業青色申告決算・確定申告相談会の開催
- ③ 認定農業者等への経営管理相談の実施

#### (4) 農業経営者サポート事業請負事業

農業経営の法人化、円滑な経営継承を重点に、多様な経営課題の解決に向けて個別に経営改善・発展を濃密的に支援するため、香川県が実施主体の下で新たに設置される「香川県農業経営・就農支援センター(仮称)」(事務局：(公財)香川県農地機構)の伴走機関として業務の一部を受託等し、次の活動を行う。

- ① 県による専属スタッフの委嘱に伴う職員の配属と専属スタッフ活動の実施
- ② 経営課題解決のための支援チームによる個別相談活動の実施
- ③ 経営発展支援研修会・相談会の開催
- ④ 農業法人等の求人等情報の収集・提供
- ⑤ 県内外での就農・就業相談活動の実施

#### (5) 香川県新規就農相談支援事業

県内の教育・移住・労働関係の部局等との連携を一層強化し、新規就農関連情報の更新・蓄積量の拡大に努めつつ相談者に対しキメ細かな支援を行うため、(公財)県農地機構から委託を受け、次の活動を行う。

- ① 就農関連情報交換活動の実施
- ② 県内大学・高校等への求人・インターンシップ普及活動の実施

#### (6) 新規就農総合支援強化事業

就農相談に欠かせない遊休資産等の各種情報を整備し、関係機関・団体との迅速な情報共有に資するため、次の活動を行う。

- ① 遊休農業経営資産情報の収集・整理・共有
- ② 就農相談内容の共有
- ③ 就農・就業関連情報の発信

#### (7) 香川県収入保険推進協議会請負事業

農業経営のセーフティネットとして有効な収入保険の加入促進及び、加入後の適正な利用促進に資するため、「香川県収入保険推進協議会(事務局：香川県農業共済組合)」の1構成員として、次の活動を行う。

- ① 収入保険制度説明会の開催や収入保険制度加入希望者の紹介
- ② 収入保険に係る会計税務への支援

## (8) 農の雇用事業

事業採択の農業法人等が研修生(対象の正規従業員)に実施している農業技術や経営ノウハウの習得への実践的な研修等を適正に行うよう、(一社)全国農業会議所から委託を受け、受入法人等の職場環境整備等に留意しつつ、次の活動を行う。(令和2年度と令和3年度第1回・第2回の採択の農業法人等)

- ① 個別訪問による研修状況の確認
- ② 労働環境改善について確認

## (9) 雇用就農者実践研修支援事業

事業採択の農業法人等が研修生(対象の正規従業員)に実施している農業技術や経営ノウハウの習得への実践的な研修等を適正に行うよう、(一社)全国農業会議所から委託を受け、受入法人等の職場環境整備等に留意しつつ、次の活動を行う。(令和3年度第2回～4回の採択の農業法人等)

- ① 個別訪問による研修状況の確認
- ② 労働環境改善について確認

## (10) 雇用就農資金事業

この事業を活用して、農業法人等が正規従業員に対し、農業技術や経営ノウハウの習得への実践的な研修等を適正に行うよう、(一社)全国農業会議所から委託を受け、受入法人等の職場環境整備等に留意しつつ、次の活動を行う。(令和4年度の募集と採択の農業法人等)

- ① 事業の周知と申請等事務への支援
- ② 個別訪問による雇用状況の確認
- ③ 事業採択の法人等や研修対象の正規従業員への事業説明会の開催

## (11) 日本農業技術検定試験事業

農業法人等での就業や新規就農を目指す研修生等に対して、農業知識や技術習得水準の把握を促進するため、(一社)全国農業会議所から委託を受け、次の活動を行う。

- ① 日本農業技術検定の普及・推進
- ② 県内受験者の取りまとめ・申込み
- ③ 試験当日における試験監督

## (12) 農業者年金業務指導事業

老後生活の安定と担い手の確保という政策目的を持つ「農業者年金」について、市町農業委員会と香川県農業協同組合との連携を図り、加入者の増加に取り組みとともに、制度の円滑かつ適正な運営に資するため、(独)農業者年金基金から委託を受け、次の活動を行う。

- ① 制度改正内容の周知活動の実施
- ② 市町別の加入推進目標の設定
- ③ 農業者年金制度・加入推進に関する研修会の開催
- ④ 市町農業委員会への巡回指導・協力
- ⑤ 農業者年金相談会への支援・協力
- ⑥ 情報資料の提供

### (13) 調査事業

農政活動また農地等利用の最適化推進活動に取り組む上での基礎情報を収集・整備・提供するため、市町農業委員会を通じて次の活動を行う。

- ① 田畑売買価格等に関する調査・提供
- ② 農作業料金・農業労賃に関する調査・提供
- ③ その他、農政活動に係る調査

### (14) 情報提供推進事業

農業委員・農地利用最適化推進委員に市町農業委員会・県農業会議の活動や農業委員会関係の情報を提供するとともに、農業者等に広く情報発信するほか農業・農村専門図書を普及するため、次の活動を行う。特に全国農業新聞における農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読、退任委員の継続購読、認定農業者等担い手の購読拡大を目指して取り組む。

- ① 機関紙「農政情報」の発行（年6回）
- ② 情報事業重点農業委員会の設置と推進会議の開催
- ③ 全国農業新聞の普及、全国農業図書の活用の拡大のための巡回の実施